

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 4 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要	認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 4 条の 3 第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処 分 基 準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	